業務委託契約書

第 1 条(委託業務)

甲は乙に対し、以下の業務（以下、「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

(1) 出品画像編集業務

(2) 出品商品登録業務

第 2 条（委託料）

委託料は以下の通りとする。

(1) 甲は納入物の対価として、出品数1件あたり40円を乙に支払う。

(2) 料金の支払条件は、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

(3) １００個の出品を行った時点で、支払いを行う。

第 3 条(契約期間・契約更新)

1 契約期間は、契約日より1か月とする。

2 契約期間満了日の1週間前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに1か月更新するものとし、以後同様とする。

第 4 条（納品）

(1) 乙はインターネット上にて出品内容の確認を行い納品するものとする。

(2) 甲が出品完了後の更新や修正を希望する場合は、乙規定の方法で知らせる。

第 5 条 (納品物の返品・再出品)

(1) 乙の納品した出品物に不足のある場合は、乙はその出品物を無償で補修する義務を負う。

(2) 納品物が甲の決めた納期を連絡もなく著しく遅延した場合や、他のサイト文などをコピーして著作権を侵害した場合、その分の出品物の報酬は支払えないものとする。

(3) 納品物の再制作の必要がある場合は、費用は甲が負担し、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。

第 6 条(再委託の制限)

乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りではない。

第 7 条(秘密保持)

乙は、本契約期間中または期間満了後問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

第 8 条(契約解除)

甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなくことなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。

(2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。

(3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。

(4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

(5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。

(6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。

(7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。

(8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。

(9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第 9 条(契約終了後の処理)

本契約終了後、(契約解消後) 乙は、甲の指示に基づき、直ちに本業務に関する物品を返還 または破棄するものとする。

第 10 条(協議)

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

第 11 条(賠償)

乙の責任下での商品郵送完了前の紛失や欠損が生じた場合それにかかわる一切の金額を保証する義務を持つものとする。その他甲乙はお互いに個々の過失、法令違反、背徳行為によって相手に対して金銭的損害が発生した場合、それにかかわる一切の金額を保証する義務を持つものとする。

第 12 条(裁判管轄)

本契約に関する一切の争訟は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁裁判所とする。 本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ１通ずつ保存する。

（甲）

氏名：

住所：

（乙）

氏名：

住所：